

第726回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 31年 2月 13日（水） 12時より
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)特例申告又は特例委託申告に係る関税等の納期限延長が行われた場合における当該納期限の取扱いについて
業務部 山田収納課長
 - (2)「いか」の関税分類について
業務部 迎田統括審査官(通関総括第1部門)
 - (3)コーンスターチに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について
業務部 永井統括審査官(通関総括第3部門)
 - (4)関税定率法第14条第10号に係る輸出時の同一性確認資料について
業務部 永井統括審査官(通関総括第3部門)
 - (5)TPP11及び日EU EPAに係るよくある問合せ等について
業務部 中澤原産地調査官

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 <u>平成31年3月12日(火)</u> 12:00～</p> <p>開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp</p>
--

機 1

2019年2月13日
1年未満(2019年2月28日)
業務・収納課

本関地区 通協

○特例申告又は特例委託申告に係る関税等の納期限延長が行われた場合における当該納期限の取扱いについて

本年2月中に輸入許可された関税法第7条の2に規定する特例申告貨物について、同法第9条の2第3項等に基づく関税等の納期限の延長がなされた場合における当該延長後の納期限については、本来6月3日(月)が納期限の延長手続後の納期限になりますが、間接税の納期限を延長する場合の納期限等の取扱いを定めた国税庁長官通達「間接税の納期限の延長期限等の取扱いについて」(昭和60年1月30日付間消1-5ほか2課共同)1ただし書と同様に取り扱い、「5月31日」が納期限となりますのでご注意ください。

(例)2019年2月1日に輸入許可された特例申告貨物の場合

・特例申告書の提出期限: 2019年4月1日(月)

(※)同年3月31日が日曜日のため。

・関税等の納期限の延長手続後の納期限: 2019年5月31日(金)

(※)同年6月1日が土曜日のため本来は同年6月3日(月)が関税等の納期限の延長手続後の納期限になるが、本取扱いにより5月31日(木)を指定する。

詳細につきましては、業務部収納課又は申告官署の収納担当部門までお問い合わせください。

「いか」の関税分類について

1. 目的

輸入通関においては、「乾燥したいか」（関税 15%）と「冷凍したいか」（関税 5%等）で関税が異なるところ、適正申告を推進し、公正な税関行政について関係者の方々の認識を確保する観点から、今般、財務省関税局・税関としての「いか」の関税分類の考え方を改めて説明するものです。これにより、輸入関係者及び国産いか加工関係者の方々に対して、関税分類が輸入割当制度とは異なることを含めて、ご理解を深めて頂くと共に、分類の予見可能性を向上し、適正申告を支援するものと考えております。

2. 対象となる「いか」と関税分類

乾燥工程を経た後に冷凍環境に置かれて輸入される「いか（くん製等したものを除く。）」（以下、単に「いか」という。）

（参考）関税率表の適用上の所属（HS）及び関税率

分類	HS	関税率
冷凍したいか	0307.43	協定5%等
その他のいか (乾燥したいか等)	0307.49 -210 -290	基本15%

3. 「いか」の関税分類の考え方

- 「いか」については、関税率表解説第03類総説の規定により、全体にわたって凍結されたものと認められるものは「冷凍したいか」に、全体にわたって凍結されたものと認められないものは「乾燥したいか」に分類します。
- 一方で、輸入割当制度では「冷凍したいか」と「干しするめ」の区分が設けられていますが、これらの定義は、上記の関税分類における「冷凍したいか」及び「乾燥したいか」の定義とは異なるものです。
- 輸入される「いか」が全体にわたって凍結されたものかどうかについては、水分量、加工工程、仕出地における保管状況、日本に貨物が到着するまでの輸送手段等を踏まえ、輸入申告の時点で凍結されている状態にあると判断される場合について、「全体にわたって凍結されたもの」

と認めております（参考）。

したがいまして、輸入される「いか」が乾燥工程を経た後に凍結点前後の温度で特定の方法により輸送がされたことのみをもって、「冷凍したいか」として分類されるものではありませんので、ご留意をお願いします。

（参考）分類の判断のための目安（注：最終的な分類については、輸入者の皆様からのご説明を踏まえ、必要に応じて貨物確認を行ったうえで決定します。）

- ・ 「いか」の中心部の水分量が、加工工程がすべて終了した時点で概ね 17%以上であること。
- ・ 輸入者の皆様から提出のあった加工工程表等の書類によって、乾燥工程を経た後に冷凍の加工工程（概ね－18 度以下）を経ており、かつ、日本における輸入申告時まで（仕出地や日本における保管時、日本までの輸送時）、冷凍環境（概ね－18 度以下）に置かれている事実が確認できること。

4. 円滑な輸入通関のための依頼

○ 輸入者の皆様におかれては、「いか」の分類について円滑な輸入通関を確保する観点から、

- ① 新規に「いか」を輸入される場合、
- ② 新たな加工工程や製造工場により加工された「いか」を輸入される場合、又は
- ③ 継続して「いか」を輸入されている場合であって、分類の決定に不安があるとき

には、税関に対し、輸入される「いか」が全体にわたって凍結されたものと認められるものかどうかについて、文書による事前教示照会、又はあらかじめ若しくは輸入申告を行う際にご説明をお願いします。

○ 税関においては、輸入者の皆様からのご説明を踏まえたうえで、適切に分類の決定を行い、この決定に係る「いか」と同様の加工工程等を経て輸入されるものについては、この決定を尊重し、以降の輸入通関の円滑化に役立てるものとします。

○ ただし、輸入者の皆様からご説明等の後、税関においては、必要に応じて、輸入申告時に「いか」の貨物確認を行う場合があります、この貨物確認の結果によっては、先の決定が変更される可能性がありますので、この点をご理解の程お願いします。

（以上）

税関における「いか」の分類と 輸入割当制度における「干しするめ」の対象

1. 税関における「いか」の分類

- 税関では、乾燥工程を経た後に冷凍環境におかれて輸入される「いか（くん製等したものを除く。）」について、全体にわたって凍結されたものと認められるものについては「冷凍したいか」（関税率5%等）として分類しております。また、全体にわたって凍結されたものと認められないものについては、「乾燥したいか」（関税率15%）として分類しております。

（参考）

税関では、「冷凍したいか」として分類されるかどうかを判断するために、「いか」の中心部の水分量が、加工工程がすべて終了した時点で概ね17%以上という目安を示しております。ただし、水分量はあくまでも目安の一つであり、最終的な分類については、加工工程、仕出地における保管状況、日本に貨物が到着するまでの輸送手段等について、輸入者の皆様からのご説明を踏まえ、必要に応じて貨物確認を行ったうえで決定することとなります。

2. 輸入割当制度における「干しするめ」の対象

- 水産庁によれば、「干しするめ」の対象となるいかは、国内で生産されるするめの水分量が20%程度であり、これらが全て包含されるよう、「水分量が30%未満のいか」を対象として運用しているとのこと。

（以 上）

平成 31 年 2 月 4 日



横浜税関

「いか」の関税分類に係る説明会の開催について

輸入通関においては、「乾燥したいか」と「冷凍したいか」で関税分類が異なるところ、適正申告を推進し、公正な税関行政について関係者の方々の認識を確保する観点から、今般、財務省関税局・税関としての「いか」の関税分類の考え方を改めて説明するため、以下のとおり説明会を開催いたします。

開催要領等

- ◇ 日 時：平成 31 年 2 月 26 日（火）14 時 00 分～15 時 00 分
（開場：13 時 30 分）
- ◇ 会 場：横浜税関本関 7 階 大会議室
横浜市中区海岸通 1 - 1
- ◇ 定 員：先着 70 名
- ◇ 申込方法：
別紙「参加申込書」に必要事項を記載の上、
平成 31 年 2 月 20 日（水）までに F A X（045-201-4465）にて
お申込みください。

【お問合せ先】

横浜税関業務部管理課
電話：045-212-6130

コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について

NACCS掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019年1月31日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、コーンスターチ(別表第1の6の15の項)に対して平成31年2月1日から平成31年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては平成31年2月1日から使用可能となります。

【コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
110812099+	1108120996	その他のもの（通常時）
	1108120020	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1108120031	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	1108120042	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（暫定法第7条の3発動時）

関税定率法第14条第10号に係る輸出時の同一性確認資料について

関税定率法第14条第10号に係る輸出時の同一性確認資料(写真等)について、部数等以下内容について今般一部認識に相違がみられたことから、改めてお知らせ致します。

【部数について】

写真等資料の提出については、1部で構いません。(税関で確認後、施封して返却します)

【写真資料について】

同一品番が複数ある場合、以下のどちらの撮影方法でも構いません。

○全商品

○同一品番1点ずつ

印刷方法については、同一性の確認の必要な範囲で求めるものとなるため、例えば、宝飾品のような繊細な色の識別が必要なものは、カラー印刷が必要な場合があります。

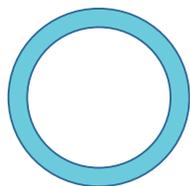
※電子申告(MSX業務)による資料の提出についてNACCSの仕様上、輸出申告が区分1になった場合はMSX業務ができませんが、「関税減免戻税コード(輸出)」として「11417」を利用することにより、区分が「1Y(簡易審査・書類提出要)」となり、MSX業務による資料の提出が可能となります。

【問合せ先】

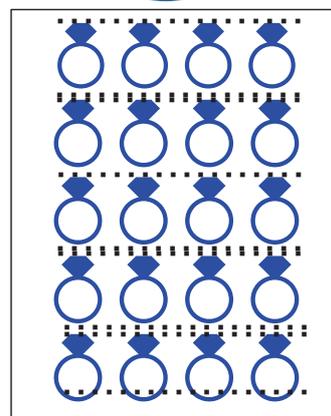
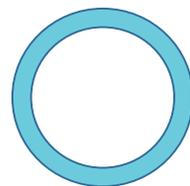
横浜税関業務部通関総括第3部門(電話 045-212-6153)

写真資料について

- ・写真の撮影について、同一品番で複数のものがある場合は、一つで構いません。
(例えば、規格、材質等が同一の品番を1枚の画像。5種類×各10点なら5枚の画像)
- ・カラー印刷については、同一性の確認が必要な範囲で求めるものとなります。
(例えば、宝飾品のような繊細な色の識別が必要なものは、カラー印刷が必要な場合があります)

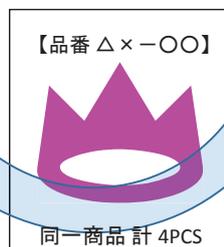
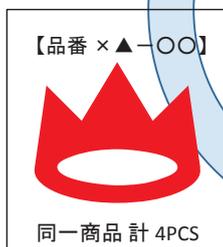
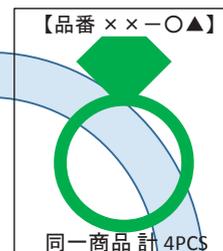
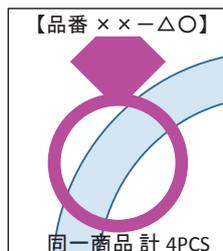
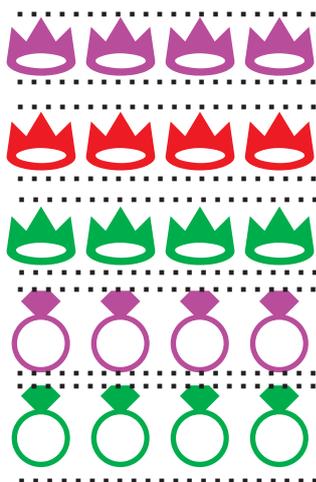


どちらも可能です



写真資料 例

貨物



英国のEU離脱後における日 EU・EPA の適用について

2019年2月1日
財務省関税局

英国の欧州連合(EU)離脱をめぐる状況については、英国議会における審議状況及びそれを踏まえたEUとの調整状況等含め、予断を許さない状況が続いており、英国・EU間で新たな合意がされない限り、本年3月30日(ロンドン時間29日)をもって英国はEUから離脱することとされています。

また、現時点(2019年2月1日)で公表されている英国・EU間の離脱協定案が発効する場合、本年3月30日以降、2020年12月31日までは、第三国との間でEUが締結している国際約束を含むEU法が英国に適用される、移行期間が設けられることとされています。

現時点において、移行期間が設けられるか否かは定かではありませんが、日 EU・EPA の適用について予見可能性を確保する観点から、現時点で想定されるそれぞれの場合における、本年3月30日以降の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

(1) 移行期間が設けられる場合

本年3月30日以降、2020年12月31日までの移行期間中においては、日EU・EPAは英国に適用されます。

したがって、本年3月30日以降の移行期間中においても、日本に輸入される英国産品については、日 EU・EPA に基づく税率の適用対象となります。

同様に、同期間中に英国に輸入される日本産品についても、日 EU・EPA に基づく税率の適用対象となります。

なお、この移行期間については、現時点で公表されている離脱協定案には、1年又は2年延長する可能性が規定されています。

(2) 移行期間が設けられない場合

移行期間が設けられない場合、本年3月30日以降、日EU・EPAは英国には適用されないこととなります。

したがって、本年3月30日以降、日本に輸入される英国産品に対しては、日EU・EPAに基づく税率は適用されず、実行最恵国税率(国定税率(基本税率又は暫定税率)とWTO協定税率のいずれか低い税率)が適用されることとなります。

同様に、英国に輸入される日本産品についても、日 EU・EPA に基づく税率は適用されず、実行最恵国税率が適用されることとなります。

上記のいずれの場合においても、実際の英国への輸入手続については、英国税関(HMRC: Her Majesty's Revenue & Customs)にお問い合わせ下さい。

日本の税関手続等に関するご相談はお近くの税関相談官までお気軽にどうぞ。お問い合わせ先は[カスタムスアンサー9301「税関相談官の問合せ先一覧」](#)をご覧ください。